

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 4 8 号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則（昭和25年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第2項ただし書中「の種別割」を削る。

別表様式目次中

「

第5号様式	(1)(2)	軽自動車税（種別割） 納税通知書 軽自動車税（種別割） 納税証明書	条例第11条、法第20条の10
-------	--------	--	-----------------

」

を

「

第5号様式	(1)(2)	軽自動車税納税通知書 軽自動車税納税証明書	条例第11条、法第20条の10
-------	--------	--------------------------	-----------------

」

に、

「

第38号様式		軽自動車税（種別割） 納税証明書	法第20条の10
--------	--	---------------------	----------

」

を

「

第38号様式		軽自動車税納税証明書	法第20条の10
--------	--	------------	----------

」

に、

「

第56号様式	(1)(2)	軽自動車税（種別割）免除申請書	条例第69条第2項
--------	--------	-----------------	-----------

」

を

「

第56号様式	(1)(2)	軽自動車税免除申請書	条例第69条第2項
--------	--------	------------	-----------

」

に、

「

第59号様式		軽自動車税（種別割）申告書（報告書）	条例第70条
第59号様式の2		軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）	条例第70条、条例第72条
第59号様式		軽自動車税（種別割	条例第70条

の3) 廃車申告書兼標識返納書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)	
----	--	---------------------------------	--

」

を

「

第59号様式		軽自動車税申告書 (報告書)	条例第70条
第59号様式 の2		軽自動車税申告 (報告) 書兼標識交付申請書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)	条例第70条、条例第72条
第59号様式 の3		軽自動車税廃車申告書兼標識返納書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)	条例第70条

」

に改める。

別表第5号様式(1)中「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税納税通知書兼領収証書」に、「軽自動車税(種別割)納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

別表第5号様式(2)中「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」に改める。

別表第11号様式(3)(裏)中「第463条の25」を「第458条」に改める。

別表第37号様式(3)中

「

軽自動車税(種別割)

」

を

「

軽自動車税

」

に改める。

別表第38号様式中「軽自動車税(種別割)納税証明書」を「軽自動車税納税証明書」に改める。

別表第56号様式(1)中「軽自動車税(種別割)免除申請書」を「軽自動車税免除申請書」に、「軽自動車税(種別割)の」を「軽自動車税の」に改める。

別表第56号様式(2)中「軽自動車税(種別割)免除申請書(身体障害者等継続申請用)」を「軽自動車税免除申請書(身体障害者等継続申請用)」に、「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に、「自動車税(種別割)又は軽自動車税(種別割)」を「自動車税又は軽自動車税」に改める。

別表第59号様式中「軽自動車税(種別割)申告書(報告書)」を「軽自動車税申告書(報告書)」に、

「

種別割の特例の税率	1 電気・天然ガス（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減）
	2 ★★★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車
	3 ★★★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車

」

を

「

税率の特例	1 電気・天然ガス（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減）
	2 (R7年度のみ) ★★★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車

」

に改める。

別表第59号様式の2中「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」を「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」に改める。

別表第59号様式の3中「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」を「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票（別表第56号様式（1）、第56号様式（2）、第59号様式、第59号様式の2及び第59号様式の3に限る。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した

上、引き続きこれを使用することができる。